

拳法会規約

The Kenpo Kai Agreemen

2007年10月27日

世界拳法会連盟規約(会則)および拳法会規約抜萃要項
拳法会規約詳録を称し「拳法会規約」と云う。

世界拳法会連盟に所属する拳法会は、「拳法会規約」を遵守しなければならない。

1 世界拳法会連盟規約(別紙)

2 拳法会規約抜萃要項

拳 法 会 規 約 抜 萃 要 項

- 1 名 称 全ての所属団体名は地域名称を取り・・・拳法会とし
統轄と相互の協調を図る。
- 2 目 的 武道を媒介とし、徳育、体育、知育の発展向上を目的
とする。
- 3 役 員 会長、副会長、監督、師範、師範代、指導員、准指導
員、審査主事により構成される。(監事、理事を含む)
- (1) 役員を選出
- ① 会長、副会長、監督の選出 (監事、理事を含む)
運営委員会の多数決(以下多数決とは過半数以上の賛成)
- ② 師範、師範代の選出
各地区の師範により任命(運営委員会に協議)
- ③ 指導員、准指導員の選出
1. 指導員は審査主事により初拳士に任命され武道
精神の正しい指導と基本技術指導を目的とし、
常に武の神髄を研究、指導し、指導員としての
誇りをもち、人格向上に努力する人。
2. 准指導員は3-(1)-③-1と同様。
- ④ 審査主事の選出
審査主事とは昇段級審査長の事で、各運営委員会
による認定試験合格者とする。
- 4 会 員 会員は相互に協力し、親睦融和を図り似つて寛容と奉
仕の武道精神の向上を図る。
- 5 入 会 (1) 申し込み書
主務に提出し、運営委員会に認められた者のみ拳法

会会員とする。

(2) 入会金

手続き及び、その他経費、運営上必要と認められる費用を入会金とする。

(3) 会費

1. 拳法会により定められた金額（経費、運営上必要と認められる費用）を会費とする。

2. 会計監査は年 / 回運営委員会により協議される。

6 昇段（級）審査料

昇段審査における手続き、及びその他経費運営上必要と認められる費用を審査料とする。

7 指導員料

拳法会指導における経費運営上必要と認められる費用を指導員料とする。

8 行 事

幹部合宿（2日以上）、本部合同稽古、大会、その他類する行事は年間を通じて / 回以上相互の協調と技術の統轄を計る為、幹部が責任をもつて行い参加しなくてはならない。

9 稽 古

会員は正しい技術、道徳を習得の為、定められた日時に稽古に参加し、師範、指導員の指示に従わなければならない。

10 試 合

公式戦とは、運営委員会により認められた試合審判規定に沿って行なわれる試合をいう。

11 事 故

拳法会における稽古及び試合中における事故は一切拳法会の責任ではなく各自が責任を持つこと。（保険の手続きをおえる事）

12 国内遠征及び海外派遣

本会発展、ならびに運営委員会の認めた遠征及び海外派遣は、委員会認知地区の派遣員もしくは派遣団とする。

1. 海外指導員 人物、技術共に優秀と委員会が認知し国際的立場にて活躍出来る人物。

2. 派遣団 委員会の要請により認知された派遣団をいう。

3. 費用 委員会認知の指導員、派遣団は、委員会認知の費用が支給される。

4. 運営委員会とは、その規格に応じ必要とする会議である。但し地区道場単位では地区本部の承認を得なくてはならない。(国内遠征はその限りではない。)

13 道場新設 新たに道場及び稽古場を設置する時は、地区本部の認可を受け本部に規定書類を提出しなくてはならない。

1. 役員の設定 師範、指導員、監督、顧問、主務、会計。

2. 保険写し (スポーツ保険等)

3. その他規定の書類 (組織図、連絡系統図等)

14 褒弔規定 本会発展に貢献があり、運営委員会が認めたものに対し、本会が実行委員会を設立し運営する事が出来る。

15 長期休会 主務に長期休会届を提出、許可を得る。

16 脱会 主務に脱会届を提出し、許可を得る。

17 除名 本会々員は、武道々徳に沿い、社会に貢献し、拳法会規約を遵守しなくてはならない。運営委員会が不適正とみなした場合、除名する事が出来る。

18 その他 拳法会規約にない問題は拳法会委員会協議により決定

する。

(昭和53年度 拳法会規約抜萃参考改訂)

昭和56年4月26日

拳法会規約協議委員会

3 拳法会規約詳録

拳 法 会 規 約 詳 録

昭 和 5 6 年 4 月 2 6 日

拳 法 会 本 部 運 営 委 員 会

構 成

師 範 拳法会技術指導、スポーツ医学、武道々徳は勿論、人間性に秀れ、本会発展、社会貢献に努力をするに値いする指導員を師範に任命する。(拳法会規約に遵す。以下同じ)

師範代 各指導員はよく統轄し、指導力、スポーツ医学、道徳は勿論、大極より指揮し、知識に秀れ、特に安全事故防止に努める指導員を師範代に任命する。

指導員 技術指導に秀れ、会員のよき相談役とし技術向上と安全に努める者を指導員に任命する。

主 務 対外交渉の職をよく円滑に進め、大極から判断し、他団体、諸外国と協力し責務を遂行する指導員を主務に任命する。

会 計 本会々費、援助金等収支を正しく管理する者を任命する。

会 員 規約に遵じ本会の正しい指導により技術精神を得る為に努むる者を会員とする。

少年部 少年部は、将来を背おう本会、社会に於ても大切なる赤子である為、特にスポーツ障害、事故に留意しなくてはならない。又これは、指導員全体の責務でもある。

稽古及び技術向上に関する行動

1. 規約に遵す。
2. 稽古の内容。
 - ①開始、終了時の調全体操。
 - ②基本、移動稽古、基本動作、基本型、護身術。
 - ③追込み稽古、打込み稽古、ぶつかり稽古。
 - ④マス・トレーニング(認定指導員の指示のもとに行う)
 - ⑤防具乱取り(中段のみ 認定指導員の指示のもとに行う)
 - ⑥乱取り(指定指導員のみ行なう事が出来る)

3. 技術向上

会員は、全員一致し新しい技術と改良に努力し責任をもつて取組まねばならない。

試 合

1. 規約に遵ず（拳法会規約及び試合審判規定参照）

2. 大会における費用は、原則として各地区にて負担する。但し、選手の交通費、宿泊費はその限りでない。

（各地区とは開催地を示す。）

3. 参加

大会参加は、規約に遵じ、その際中による障害及び事故は本会の責任ではなく、又防止の為に各自が自覚し検査（心身）及び調整をしなくてはならない。（事前、参加印を必要とする）

4. 他流試合は原則として禁止するが親善試合はその限りではない。

昇段（級）審査

1. 規約に遵ず（拳法会規約、昇段・級審査規定）

2. 昇段審査における事故及び障害の責任は一切本会は負わない。又防止の為に各自健康管理及び参加印を必要とする。

3. 昇段（級）審査に要する費用は各地区併に審査主事委員会が協議の上負担する。

4. 審査員は、審査主事委員会により認定される。

4 時限規約および追規は、以下に記す。

会長を本部長、副会長を副本部長、監事を監査役と称することも出来る。

東海地区拳法会本部

1 役員の任期は三年とし再任は妨げない。 H.19.10.27 可美総合センター